

# 令和6年度

## 固定資産税（償却資産）申告の手引き

石川県能美市 市民生活部税務債権課

市税につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和6年度の固定資産税（償却資産）の申告時期となりましたのでご案内します。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、能美市内に所有する償却資産を1月31日までに申告することになっています（地方税法第383条）。

正当な事由なくして申告をしなかった場合、または虚偽の申告があった場合は地方税法第385条、第386条により、罰則を科せられることがあります。

**提出期限**

**令和6年1月31日（水）**

提出期限厳守でお願いします。

**提出先・問い合わせ先**

〒923-1297 石川県能美市来丸町1110番地  
能美市 市民生活部税務債権課 資産税担当

☎0761-58-2206（直通）

（申告書は寺井・根上の各サービスセンターでも提出できます）

**eLTAXによる電子申告の利用をご確認ください**

現在能美市では、インターネットを利用した申告（eLTAX）も可能です。

eLTAXを利用すれば、申告書を持参・郵送することなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告ができ大変便利です。

また、固定資産税（償却資産）のほか、法人市民税・個人市民税等の申告手続も行うことができます。

eLTAXに関する詳細につきましては、本書5ページをご確認ください。

## 提出書類及び記入事項

区 分	記 入 事 項	提 出 書 類
① 初めて申告される方		
ア、該当資産がある場合	令和6年1月1日現在、能美市内に所有する全資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産申告書</li> <li>種類別明細書</li> </ul>
イ、該当資産がない場合	18.備考欄に「該当資産なし」と記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産申告書</li> </ul>
② 前年度に申告されている方		
ア、増加や減少がある場合	令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産及び減少した資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産申告書</li> <li>種類別明細書</li> </ul>
イ、前年度と資産の内容が同じ場合	18.備考欄に「異動なし」と記入 <u>(注:前年度と同じでも耐用年数の切替がまだ行われていない場合は種類別明細書に耐用年数・切替年度・旧耐用年数を記入してください)</u>	
③ 電算機による全資産申告をされる方	令和6年1月1日現在、能美市内に所有する全資産 <u>(注:耐用年数と切替年度、旧耐用年数を必ず記入してください)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産申告書</li> <li>全資産の種類別明細書</li> </ul>
④ 廃業または事業所を市外に移転された方	18.備考欄にその旨を記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産申告書</li> </ul>

(1) 申告書の書き方については巻末の資料1～3を参照してください。

(2) 電算機による全資産申告をされる場合には必ず、本市の整理番号を※所有者コード欄に記入したうえで提出してください。

(3) 申告書を郵送される方で控えに受付印を必要とする場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(4) 以下の場合には、承認通知書や届出書等を添付してください。

- ・ 増加償却を行った資産がある場合
- ・ 非課税資産がある場合
- ・ 課税標準の特例を受ける資産がある場合

(5) マイナンバー(個人番号)を記入された場合は、提出時に番号確認と本人確認の必要があります。

番号確認書類は下記の書類から1つ、本人確認書類は下記の書類のうち顔写真付きの場合は1つ、顔写真なしの場合は2つ必要です。

A.本人が申告書を提出する場合

- ・ 番号確認書類：マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し等(個人番号が記載されたもの)
- ・ 本人確認書類(顔写真付き)：マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付き身分証明書等
- ・ 本人確認書類(顔写真なし)：健康保険証、年金手帳、写真なし身分証明書等

B.代理人が申告書を提出する場合

- ・ 代理人が申告書を提出する場合は、A. の申告者本人の番号確認書類の他に、代理人の本人確認書類及び申告者本人からの委任状(代理人が税理士または税理士法人の場合は税務代理権限証書)を持参してください。

C.郵送により申告書を提出する場合

- ・ 郵送提出の場合は、A. の番号確認書類及び本人確認書類の写しを同封してください。

D.電子申告(eLTAX)により提出する場合

- ・ 電子申告の場合は、申告書に添付される電子証明書等により確認を行いますので確認書類の提示等は不要です。

※法人の場合は、マイナンバーではなく法人番号を記入するため、上記の確認書類は不要です。

## I. 償却資産とは

### I-1. 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することのできる有形固定資産をいい、次のようなものが該当します。

構 築 物	煙突、塀、広告塔、駐車場舗装、庭園、ネット・フェンス、ネオン、受・変電設備（キュービクル）、その他土地に定着する土木設備
機 械 及 び 装 置	工作機械（旋盤、ボール盤、プレス機等）、撚糸機、織機、印刷機械、モーター、ベルトコンベアー、ポンプ、ボイラー装置、その他の製造・加工等に使用する機械及び装置
船 舶	漁船、釣船等
航 空 機	旅客機、ヘリコプター等
車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト（大型特殊自動車）、ロードローラー、ブルドーザー、パワーショベル、タイヤローラー等
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、ステレオ、クーラー、ストーブ、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機、測定機器、計算機、複写機、レジスター、看板、金庫、理容・美容機器、医療機器、娯楽スポーツ機器、什器 その他各種工具及び備品等

### I-2. 申告が必要な資産

- (1) 取得価額が10万円未満であっても、税務会計上は個別償却している資産
- (2) 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却が終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産
- (3) 現実に減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- (4) 企業会計上簿外資産であるが、令和6年1月1日現在事業の用に供している資産
- (5) 企業会計上建設仮勘定で経理されているが、令和6年1月1日現在事業の用に供している資産
- (6) 割賦買入資産で割賦金が完済されていないが、令和6年1月1日現在事業の用に供している資産
- (7) 遊休・未稼働資産であっても、令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産
- (8) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの  
(例：中小企業者の30万円未満の減価償却の損金算入の特例を適用した資産)
- (9) 職員・社員の福利厚生用の資産（食堂施設、保養所等内にある償却資産）
- (10) 償却資産の価値を増加させるための費用（改良費、移設費）  
\*改良費、移設費は新たな資産の取得とみなされます。別資産として申告してください。
- (11) 家屋の建築設備・造作等のうち、償却資産に該当するもの  
家屋と設備の所有者が同じ場合は、次ページの〈家屋と償却資産の区分表〉も参考にしてください。区分が困難な場合は、資産税担当におたずねください。
- (12) 美術品等（平成27年1月1日以降に取得した美術品等のうち、取得価額が1点100万円未満のもの、取得価額が1点100万円以上であっても時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは申告が必要となります。ただし、平成27年1月1日より前に取得した美術品等については、減価償却資産として取り扱う場合のみ申告対象です。）

### I-3. 申告の必要がない資産

- (1) 家屋
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産
- (3) 無形減価償却資産（例：特許権、意匠権、商標権、営業権、ソフトウェア）、繰延資産
- (4) 耐用年数1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、資産として計上していないもの
- (5) 取得価額が10万円以上20万円未満の資産で、法人税法上または所得税法上3年で一括償却する資産

<家屋と償却資産の区分表>

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電 気 設 備	受・変電設備	設備一式(配線、配管を含む)	
	予備電源設備	発電器設備、蓄電池設備(配線、配管を含む)	
	中央監視制御装置	装置一式(配線、配管を含む)	
	電灯照明設備	屋外照明設備 (照明器具、配線、配管)	屋内照明設備 (照明器具、配線、配管)
	電力引き込み設備	引込開閉器盤及び屋外の配線	
	動力配線設備	特定の生産または業務用動力配線設備一式 (動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、 ワイヤリングダクト、配管、配線等)	左記以外の場合
	電灯コンセント配線 設備		電灯、分電盤、配管、配 線、アウトレットボックス、 スイッチ・コンセント類、ワ イヤリングダクト等
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線、配管等
	インターホン設備	インターホン機器	配線、配管等
	TV共同聴視設備	受信機(テレビ)、カメラ	テレビ共聴設備一式、配 線、配管、等
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線、配管等
		特定の生産または業務用設備、屋外設備、 引き込み工事	左記以外の設備
給排水設備	屋外の給排水設備、特定の生産または業務用 給排水設備	屋内の給排水設備	
浄化槽設備	設備一式 (家屋と構造上一体となっていないもの)	設備一式 (家屋と一体のもの)	
衛生器具設備		設備一式	
洗濯設備	事務用の設備一式 (百貨店、旅館、飲食店、等)		
空調設備	ルームエアコン	中央空調設備、換気扇等	
防災設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル、 ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラ ー設備等	
運搬設備	ベルトコンベアー設備一式	気送管設備一式、エレベ ーター等	
そ の 他 特 殊 設 備	金庫室内装、CD ブース、独立焼却炉	劇場等の舞台、階段手摺 等の特殊装置、固定椅 子、グリル、既成間仕切、 造り付け家具(家屋と一 体のもの)	
そ の 他 の 設 備	簡易間仕切、文字看板、袖看板、広告塔、カー テン・ブラインド、機械式駐車場設備(ターン テーブル含む)、LAN設備、ごみ置き場(簡 易なもの)、POSシステム、メールボックス		

## I-4. 償却資産の電子申告(eLTAX)について

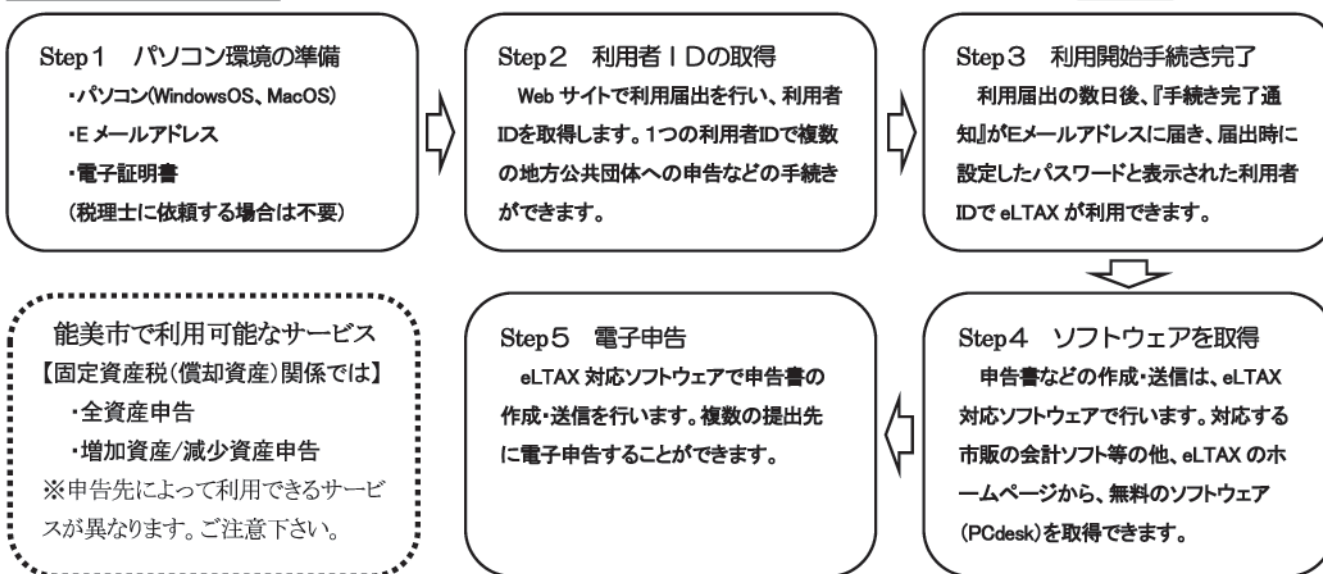
能美市では、eLTAX(エルタックス)が利用できます。eLTAXとは、地方税共同機構が運営するサイト(地方税ポータルシステム)からインターネットを利用して電子申告(報告)ができるサービスです。このシステムを利用することにより、提出手続きの簡素化や事務経費(郵送料等)の削減を図ることが可能になります。

また、地方税共同機構は、全国の地方公共団体が共同で運営協力しており、各事業所からの電子申告を集約し、各市町村へ申告データを振り分けて送付するので、各事業所において申告資料(データ)を振り分ける手間が省けます。

なお、能美市では償却資産の申告以外に、eLTAXを利用して給与支払報告書の提出、法人市民税の申告、特別徴収に関する届出等が行えます。eLTAXを利用すれば、様々な申告・申請・届出だけでなく、納税もパソコンから行うことができ大変便利です。



電子申告までの流れ ……詳しくは「<sup>エルタックス</sup>eLTAX」ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)にアクセス



### 【eLTAXに関するお問い合わせは、地方税共同機構へ】

- 電話でのお問い合わせ  
(受付時間) 午前9時00分～午後5時(土日祝・年末年始を除く)  
電話番号:0570-081459(全国一律料金で利用できます)  
上記の電話番号でつながらない場合は03-5521-0019(通常通話料金)
- インターネット経由でのお問い合わせ  
eLTAXのホームページの「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。

### 【申告の内容に関するお問い合わせは、能美市市民生活部税務債権課へ】

- 電話でのお問い合わせ  
(受付時間) 午前8時30分～午後5時15分(土日祝・年末年始を除く)  
電話番号:0761-58-2206(税務債権課直通)
- インターネット経由でのお問い合わせ  
能美市ホームページ「償却資産の申告」のページにある「フォームによるお問い合わせ」からお問い合わせください。

## Ⅱ. 償却資産の評価と課税

電算処理により全資産申告を行う場合以外、評価額・決定価格・課税標準額を計算し申告書に記入していただく必要はありません。

### Ⅱ-1. 評価額の算出

① 前年中に取得した資産

取得価額 × 耐用年数に応じた半年分の減価残存率<sup>㉑</sup>

評価額の算出においては、1年目は取得月に関係なく半年償却を行います。

② 前年前に取得した資産

前年度評価額 × 耐用年数に応じた減価残存率<sup>㉒</sup>

※省令改正後の耐用年数は、資産の取得当初に遡及して再評価するものではありません。

(注) ㉑及び㉒は、次ページの減価残存率表に掲げる耐用年数に応じた㉑欄及び㉒欄をいいます。  
ただし、②により求めた額が、取得価額の5%よりも小さい場合、その資産が事業の用に供されている限りは、取得価額の5%が評価額となります。

## 《令和6年度評価額計算例》

評価額の算出方法の計算例です。なお、実際の評価計算については、申告の際に算出する必要はありません。

前年中(令和5年中)に 取得した資産	前年前(令和4年以前) に取得した資産	前年前(平成19年以前)に取得した 資産で耐用年数が変更になる資産※
取得時期 令和5年7月 取得価額 1,000,000 円 耐用年数 10 年  減価残存率 ㉠ 0.897(半年分)	取得時期 令和4年9月 取得価額 1,000,000 円 耐用年数 10 年  減価残存率 ㉠ 0.897(半年分) ㉡ 0.794	取得時期 平成18年2月 取得価額 1,000,000 円 旧耐用年数 25 年 切り替え年度 平成20年 耐用年数 10 年  減価残存率 ㉠ 0.956(半年分) ㉡ 0.912(切り替え前) ㉢ 0.794(切り替え後)
令和6年度評価額 1,000,000 円×0.897  = <u>897,000 円</u>	令和6年度評価額 1,000,000 円×0.897×0.794  = <u>712,218 円</u>	令和6年度評価額 1,000,000 円×0.956×0.912× <sup>16</sup> ×0.794=21,754 円  評価額は取得価額の5%を下限とする ため 1,000,000 円×5%= <u>50,000 円</u>

※平成21年度より法定耐用年数が大幅に変更になっています。全資産申告等を行う際には、確認のうえ、切替年度及び切替前の耐用年数を必ず記入し、提出くださいますようお願いいたします。

### 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中㉠	前年前㉡		前年中㉠	前年前㉡		前年中㉠	前年前㉡
	取得のもの (半年分)	取得のもの		取得のもの (半年分)	取得のもの		取得のもの (半年分)	取得のもの
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	30	0.963	0.926
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	35	0.968	0.936
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	40	0.972	0.944
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	45	0.975	0.950
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	60	0.981	0.962

## Ⅱ-2. 決定価格

『Ⅱ-1. 評価額の算出』で算出した評価額が決定価格となります。

(平成20年度税制改正により、理論帳簿価額の算出根拠である地方税法414条が削除されました。これに伴い評価額を決定価格とすることとなりました。)

## Ⅱ-3. 課税標準額

『Ⅱ-2. 決定価格』が、令和6年度の課税標準額となりますが、課税標準の特例の対象資産は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

## Ⅱ-4. 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。  
(ただし、150万円未満であっても申告は必要です。)

## Ⅱ-5. 納税義務者

賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

## Ⅱ-6. 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、税務債権課において所有者、納税管理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方が閲覧できます。

令和6年度の閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

## Ⅱ-7. 税率・税額算出方法

税率は、1.4%です。固定資産税額=課税標準額×1.4%

## Ⅱ-8. 納期

能美市での固定資産税の納期は、5月・7月・12月・翌年2月の年4回です。

## Ⅱ-9. 増加償却

法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却届出を行っている資産がある場合、償却資産の評価において適用が認められています。

償却資産の評価上、償却率の増加を行いますので、税務署長への届出書の写しを申告書に添付してください。

## Ⅱ-10. 特別償却・圧縮記帳

特別償却(租税特別措置法)、圧縮記帳(法人税法、所得税法)は、固定資産税における償却資産の評価において認められません。

国庫補助金等の圧縮額がある場合は、補助金等を含めた圧縮前の取得価額を記入してください。



## Ⅱ-11. 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法	一般の資産は定額法・定率法の選択
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
増加償却 （所得税法・法人税法）	認められます	認められます
特別償却・割増償却(注) （租税特別措置法）	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	原則区分評価

（注）平成18年度の税制改正により、中小企業者が平成15年4月1日から令和6年3月31日（令和4年度税制改正時に延長）までの間に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その取得金額の全額を損金算入する特例（上限：年間300万円）が認められていますが、償却資産では、この特例は認められませんので当該減価償却資産は課税（申告）対象となります。

## Ⅱ-12. 実地調査

償却資産の状況について、現地調査を実施する場合があります。実施する場合は、事前にご連絡いたしますので、担当者の立会い及び関係帳簿（固定資産台帳、減価償却計算書、確定申告書（控）、工事見積書、その他関係書類）の準備にご協力をお願いします。

## II-13. 非課税該当資産・課税標準の特例

地方税法第348条第2項の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。また、地方税法第349条の3や地方税法附則第15条等の規定に該当する資産については、一定の要件のもとに課税標準の特例が適用されます。

なお、非課税資産または課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、所管する主務官庁等の証明書または届出書の写し、カタログ、精度検査成績書等を必ず添付してください。

### <課税標準の特例規定の例（一部抜粋）>

(令和5年10月現在)

根拠規定		特例対象資産	関係法令	特例率	備考
条	項号				
地方税法附則第15条	第2項第1号	汚水または廃液の処理施設	水質汚濁防止法第2条第2項 地方税法施行規則附則第6条第12項	1/2	・特定施設届出書
	第2項第4号イ	産業廃棄物処理施設(石綿を含有する産業廃棄物処理に供する物)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項、第15条第1項 地方税法施行規則附則第6条第15項、第16項	1/2	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書 ・設計図面等 令和4年4月1日から 令和6年3月31日までの取得
	第2項第4号ロ	第2項第4号イ以外の産業廃棄物処理施設		1/3	
	第25項第1号イ	自家消費型太陽光発電設備(1,000kw未満)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第3項 地方税法施行規則附則第6条第52項～第58項	最初の3年度分価格の2/3	・届出書 ・(一社)環境共創イニシアチブの「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」 令和2年4月1日から 令和6年3月31日までの取得
	第25項第2号イ	自家消費型太陽光発電設備(1,000kw以上)		最初の3年度分価格の3/4	
	第25項第1号ロ	風力発電設備(20kw以上)		最初の3年度分価格の2/3	・届出書 ・経済産業省の認定書 ほか 令和2年4月1日から 令和6年3月31日までの取得
	第25項第2号ロ	風力発電設備(20kw未満)		最初の3年度分価格の3/4	
	第25項第2号ハ	水力発電設備(5,000kw以上)		最初の3年度分価格の3/4	
	第25項第3号イ	水力発電設備(5,000kw未満)		最初の3年度分価格の1/2	
	第25項第1号ハ	地熱発電設備(1,000kw未満)		最初の3年度分価格の2/3	
	第25項第3号ロ	地熱発電設備(1,000kw以上)		最初の3年度分価格の1/2	
	第25項第1号ニ	バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)		最初の3年度分価格の2/3	
	第25項第3号ハ	バイオマス発電設備(10,000kw未満)		最初の3年度分価格の1/2	

根拠規定		特例対象資産	関係法令	特例率	備考
条	項号				
地方税法附則第15条	第32項	企業主導型保育事業用償却資産	児童福祉法第6条の3第12項、第59条の2第1項 地方税法施行令附則第11条第35項	補助開始日の翌年度から5年度分価格の1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、県知事に提出した書類</li> <li>子供・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類</li> </ul> 平成29年4月1日から令和6年3月31日までに政府の補助を受けた者
地方税法第349条の3	第2項	ガス事業用償却資産	ガス事業法第2条第5項、第6項 地方税法施行令第52条の2	最初の5年度分1/3 その後5年度分2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請書</li> <li>供給区域及び供給地点の図面等</li> </ul>
	第27項	家庭的保育事業用償却資産	児童福祉法第6条の3第9項	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>事業の認可を受けたことを証明する書類</li> </ul>
	第28項	居宅訪問型保育事業用償却資産	児童福祉法第6条の3第11項	1/2	
	第29項	事業所内保育事業用償却資産	児童福祉法第6条の3第12項	1/2	
旧地方税法附則第64条		生産性の向上に向けた中小企業の設備投資に係る償却資産・事業用家屋※	中小企業等経営強化法第2条第14項、第52条 旧地方税法施行令附則第39条	最初の3年度分価格が0	<ul style="list-style-type: none"> <li>先端設備等導入計画認定申請書</li> <li>先端設備等導入計画認定書</li> <li>工業会等による経営力向上設備等に係る仕様等証明書</li> <li>認定経営革新等支援機関確認書 ほか</li> </ul> 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの取得
地方税法附則第15条	第45項	生産性の向上に向けた中小企業の設備投資に係る償却資産※	中小企業等経営強化法第2条第14項、第52条 地方税法施行令附則第11条第47項	最初の3年度分1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>上覧書類 ほか</li> </ul> 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの取得
				導入計画内に賃上げ方針がある場合 最初の5年度分または4年度分1/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>上覧書類 ほか</li> </ul> 5年度分は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの取得 4年度分は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの取得

※詳細は下記アドレスの能美市HP「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定申請受付について」内のページ下部「固定資産税の特例措置について」の項目をご確認ください。

<https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000146/index.html>

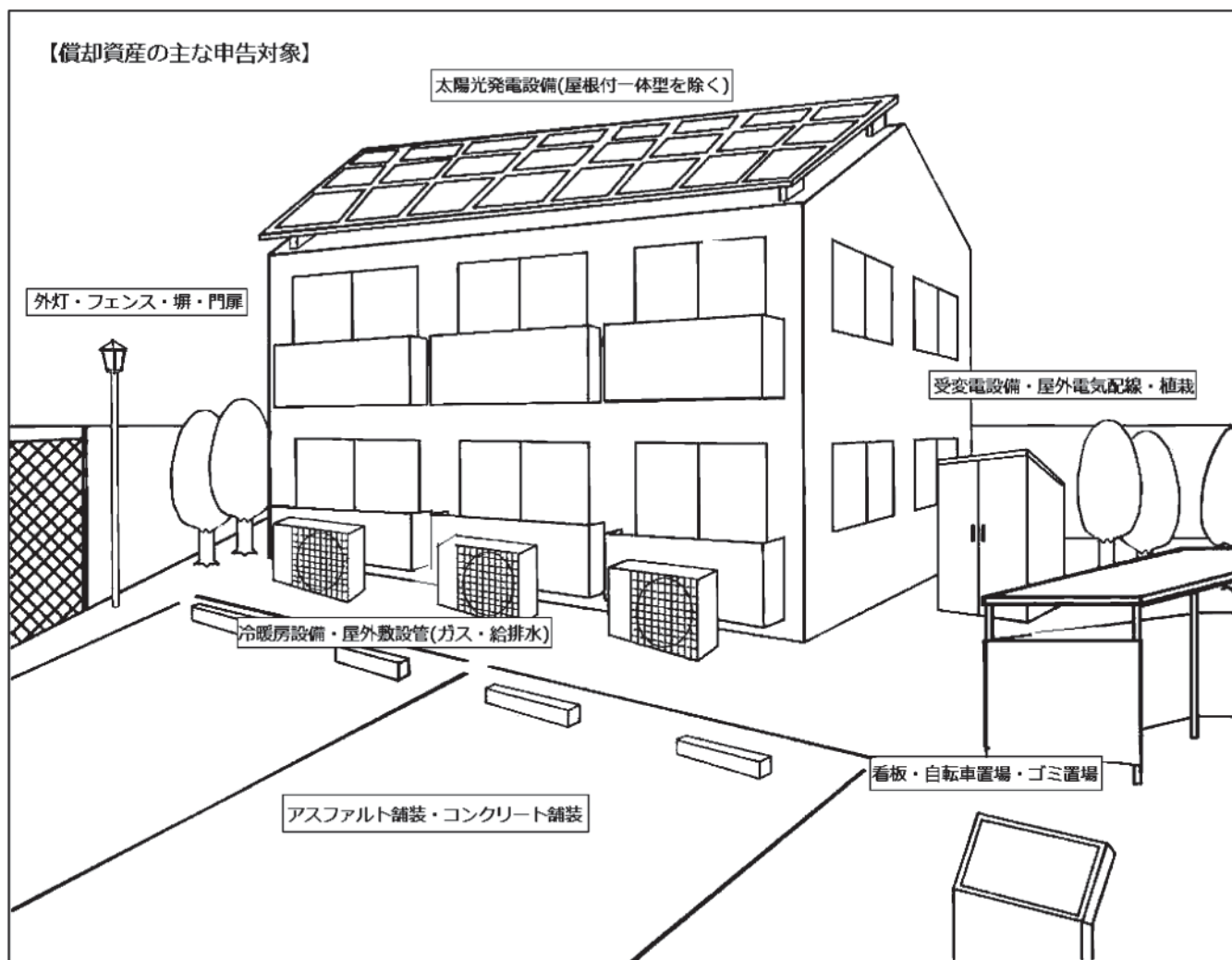


## Ⅱ-14. 事業用家屋(共同住宅等)に係る償却資産について

賃貸アパートやマンション等の共同住宅をはじめ事業用家屋には、外構工事等の対象となる建築物や工具・器具及び備品等、家屋の評価に含まれない資産（償却資産）の所有が見込まれます。

対象となる資産については、本書4ページの「家屋と償却資産の区分表」をご覧ください。

なお、申告書の提出がない場合や現地確認等で疑義がある場合は、内容確認のために関係帳簿（固定資産台帳、減価償却計算書、確定申告書（控）、工事見積書、その他関係書類）の確認をする場合がありますので、調査時にはご協力をお願いします。



資料 1

償却資産申告書の記入例

令和 6 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

第二十六号様式 (提出用)

※ 所有者コード 204081000

1 個人番号又は法人番号 1234567890123

2 住所 (又は納税通知書送付先) 能美市来丸町1110番地

3 個人番号又は法人番号 1234567890123

4 事業種目 機械製造業

5 事業開始年月 昭和58年 7月

6 この申告に添着する者の氏名及び氏名 能美 太郎

7 税理士等の氏名 (屋号) 能美会計事務所 担当 (電話番号) 0761-58-2206

8 延滞罰率等の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記載 有・無

13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法) 定率法

14 青色申告 有・無

個人番号または法人番号を記入してください。

該当する事項を○で囲んでください。

能美市内における償却資産の所在地を記入してください。

借用資産がある場合には貸主(リース会社等)の住所、氏名を記入してください。

こちらの欄は必ず記入し、合計も必ず記入してください。

3 個人番号又は法人番号 1234567890123

4 事業種目 機械製造業

5 事業開始年月 昭和58年 7月

6 この申告に添着する者の氏名及び氏名 能美 太郎

7 税理士等の氏名 (屋号) 能美会計事務所 担当 (電話番号) 0761-58-2206

資産の種類	取得価額		減価償却額		前年中に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円
1 構築物	400	000	500	000	500	000	500	000	3500	000	3500	000
2 機械及び装置	13700	000	2500	000	1900	000	1900	000	15350	000	15350	000
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品												
7 合計	17700	000	7500	000	5600	000	5600	000	3700	000	3700	000

所有者の氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称、代表者名を記入してください。

電算処理により全資産申告を行う場合以外  
記入の必要はありません。

※異動がない場合は備考欄に「異動なし」と記入してください。

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 来丸町1110番地

16 借用資産 (有・無) 有

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家) 借家

18 備考 (添付書類等) 金沢市広坂1丁目1-1 金沢リース㈱

資産の種類	評価額		決定価格		課税標準額	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

資料 2

種類別明細書(増減資産・全資産用)の記入例

前年度の全資産がこの用紙に印刷してあります。令和5年1月1日と比較して減少している場合は「異動事由」欄の1を○で囲み、二重線を引いてください。また、増加している場合は、この用紙の空欄に記入してください。空白欄に収まりきらない分は、緑色の種類別明細書(増加資産・全資産用)に記入してください。

令和6年1月1日現在、能美市内に所有している資産と印字してある資産を比較して該当する番号を○で囲んでください。

1. 減少 印字してある資産が売却、廃棄などにより減少した場合、二重線で消してください。

2. 一部減少 印字してある資産の数量や取得価額が減った場合、数量・取得価格を二重線で消して訂正してください。

3. 修正 資産名称、耐用年数、取得年月、取得価額の訂正をした場合、二重線で消して訂正してください。

4. 増加 空欄に記入するか、緑の用紙(増加資産・全資産用)に記入してください。

この用紙の小計です。令和5年中に資産の増減があった場合、こちらの数字を二重線で訂正してください。

種類別明細書(増減資産・全資産用)

(KTT00024)

令和6年度		所有者コード		所有者名		1枚のつち								
2-204081000				(株) 能美機械		1枚目								
行番号	資産の種類	資産コード	異動事由 1 減少 2 減少 3 修正 4 増加	数量	取得年月 年 月 号	取得価額 千円 百円 千円 円	耐用年数	切替年度	日耐用年数	減価残存率	価額 千円 百円 千円 円	課税標準額 千円 百円 千円 円	増加事由	摘要
01	01	52914097	① 3 4	1	4-28-10	500,000	15			858	185,313	185,313	1・2	除却
02	01	529140102	1 2 3 4	1	4 28 8	3,500,000	10			794	786,652	786,652	1・2	
03			1 2 3 4										1・2	
04			1 2 3 4	1		3,500,000					971,965	971,965	1・2	
05			1 2 3 4										1・2	
06	02	52914114	② 3 4	1	4 6 8	250,000	13			838	25,000	25,000	1・2	一部除却
07	02	52914114	③ 4	1	4 19 8	900,000	13	H20	10	838	50,000	50,000	1・2	省令改正による
08	02	52914120	③ 4	1	5 1 11	400,000	13			838	162,243	162,243	1・2	名称、取得金
09	02	52914140	1 2	1	5 2 10	4,000,000	13			838	2,581,448	2,581,448	1・2	
10	02	52914152	3 4	1	5 3 10	8,000,000	10			794	5,697,744	5,697,744	1・2	
11	2		④ 3 4	1	5 5 7	600,000	13				0	0	1・2	
12			1 2 3 4	6		14,150,000					8,516,435	8,516,435	1・2	
13			1 2 3 4										1・2	
14			1 2 3 4	7		17,650,000					9,488,400	9,488,400	1・2	
15			1 2 3 4										1・2	
16			1 2 3 4										1・2	
17			1 2 3 4										1・2	
18			1 2 3 4										1・2	
19			1 2 3 4										1・2	
20			1 2 3 4										1・2	

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他 いずれかに○印をつけてください。

耐用年数欄には前年度の耐用年数が記載されています。耐用年数が変更となる場合は、記載された前年度の耐用年数に耐用年数を引き、その余白に新しい耐用年数を記入することにも、切替年度及び旧耐用年数も記入してください。

増加資産の記入方法については次のページを参考にしてください。

資料 3

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

(申告もれによる前年以前に資産の異動があった場合も追加して、摘要欄に「申告もれ」と記入してください)

資産取得年月を記入してください。  
令和 → 5  
平成 → 4  
昭和 → 3

資産を取得するために支出した金額または支出すべき金額(付帯費を含みます。)を記入してください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1から第6まで(第3及び第4を除きます。)に掲げる耐用年数を記入してください。

- 各資産に次の種類番号を記入してください。
1. 構築物
  2. 機械及び装置
  3. 船舶
  4. 航空機
  5. 車両及び運搬具
  6. 工具・器具及び備品

漢字、カタカナ、ひらがな、数字及びアルファベットで具体的に記入してください。(20字以内)

令和 6 年度		所有者		種類別明細書(増加資産・全資産用)		所有者名		1枚のうち	
行番	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	価額	課税標準額	摘要
番号			数	年 月	千円	年	千円	千円	枚目
01	2	コンプレッサー	1	5/11	1,200,000	5	0.	0.	1 3-4
02	6	監視カメラ	1	5/11	3,000,000	5	0.	0.	2 3-4
03	6	応接セット	1	5/12	400,000	8	0.	0.	2 3-4
04	6	液晶テレビ	1	4/12	300,000	5	0.	0.	3 申告もれ
05									1-2 3-4
06									1-2 3-4
07									1-2 3-4
08									1-2 3-4
09									1-2 3-4
10									1-2 3-4
11									1-2 3-4
12									1-2 3-4
13									1-2 3-4
14									1-2 3-4
15									1-2 3-4
16									1-2 3-4
17									1-2 3-4
18									1-2 3-4
19									1-2 3-4
20									1-2 3-4
小 計					4,900,000				

該当する増加事由を○で囲んでください。

下記に該当する資産について摘要欄に①～⑥のように記入してください。  
①課税標準の特例の適用を受ける資産『特例』(特例届出書の項番)  
②短縮耐用年数を適用している資産『短縮』  
③見積耐用年数を適用している資産『中古』  
④増加償却を適用している資産『増加償却』  
⑤非課税に該当する資産『非課税』  
⑥その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

申告もれによる前年以前に資産の異動があった場合も追加して、摘要欄に「申告もれ」と記入してください

このページの取得価額の小計を記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

# 固定資産税(償却資産)の特例標準の特例対象資産届出書

( 枚中 枚目)

受付印 令和 年 月 日 (あて先) 能美市長		申請者		所有者の住所			
下記の資産について、 固定資産税(償却資産)の 課税標準の特例該当資産 を届け出します。		[法人にあたっては事業所の所在地]		所有者の氏名又は名称			
		[法人にあたっては法人の名称及び代表者名]		特例対象資産の所在地			
項番	種類	資産の名称	数量	取得年/月	取得価額	適用特例条項	特例率
1				/	円	法第349条の3 法附則第 条 第 項	
2				/	円	法第349条の3 法附則第 条 第 項	
3				/	円	法第349条の3 法附則第 条 第 項	
4				/	円	法第349条の3 法附則第 条 第 項	
5				/	円	法第349条の3 法附則第 条 第 項	
6				/	円	法第349条の3 法附則第 条 第 項	
7				/	円	法第349条の3 法附則第 条 第 項	
8				/	円	法第349条の3 法附則第 条 第 項	
9				/	円	法第349条の3 法附則第 条 第 項	

備考 1 課税標準の特例を受ける理由を証明する書類を添付してください。  
 2 償却資産申告書は、別途提出してください。  
 3 申告する種類別明細書の対応する資産の摘要欄に、特例[項番]と記入してください。(記入例：特例1)